

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（令和二年三月奈良県条例第四十一号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年九月十四日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。